

---

## 世界動物園水族館協会からの脱退勧告が意味すること

並木美砂子

野生生物保全論研究会理事・帝京科学大学教授

2015年の5月20日、世界動物園水族館協会（WAZA）の勧告に添って、WAZA 会員である日本動物園水族館協会は、追い込み漁で捕獲されたイルカの購入をやめることを決めた。そして、水族館のイルカについての関心が一気に高まった。

しかし、「どんな捕獲法ならよいのか」という観点からのみこの話題を捉えていくことは、事の本質に迫れない。そもそも、WAZA は動物園や水族館の動物は、野生捕獲を極力なくしていくことをその倫理規定に明記し、個体別の血統登録管理を徹底し、施設間協力によって展示動物をまかなうことを決めており、日本動物園水族館協会は、その倫理規定を遵守する立場にあるからだ。むしろ、倫理規定の遵守に向けて改善策を考えるよう数年間の猶予をもって推移を見守ってきた WAZA が、「具体的改善が見られない」との最終的判断を下した、というのが正確なとらえ方なのではないかと思う。

本稿では、論点を整理しつつ、野生動物保全という大きな観点からこの問題に迫りたい。

### 1. マスコミの報道

突然、水族館のイルカ飼育やイルカショーへの問題関心が急速に高まったからといって、残念ながら、イルカという生きものがどういう生活史をもつどんな動物で、海洋環境を構成する生物種としての関心が高まったとは言い難い。新聞やニュースでこの問題が取り上げられるスタンスは、当初は、「日本の水族館からイルカがいなくなる？それは寂しい。」「なぜ、食用のイルカ捕獲はよくて、水族館用はだめなのか？」「繁殖させたイルカならショーをやってもいいの？」「水族館は存続の危機にたたされている」「愛護団体からの圧力に負けるな。」などである。そして、5月20日前後から数日においては毎日この問題が取りあげられているものの、その後はしばらく静かになってしまった。

そして、9月からの太地でのイルカ漁の始まりとともに、どのくらい的水族館が購入に手を上げるのか、シーシェパードなどの妨害をどう防ぐか、といった関心からの記事が少し目についた、というのが実情である。

本来であれば、水族館の「イルカ飼育と展示やショー」の問題の本質を掘り下げて、私たちがつかみ取るべき問題点を探る事が必要なのだが、そこに到達するには、「そもそも、今回の脱退勧

---

告の背景とは何か」をまず押さえることが必須であろう。その背景に迫る上で、まずはイルカ類の飼育の現状を概略的に知っておこう。

## 2. イルカ類飼育の現状

現在、世界の水族館は 300 以上あり、とくに 1990 年代以降に新しく誕生した水族館は 100 以上と見積もられている。展示個体数では日本の水族館が群を抜き、約 100 万点以上の生物を飼育している (1)。

そういう中で、どのくらいのイルカ類が飼育されているのだろうか。世界の水族館（一部、動物園）では、例えば、アメリカでは、イルカ類は約 570 頭が登録個体として管理されており (2)、以前に野生捕獲されたイルカが水族館で繁殖し、現在はスタンディング等での保護個体以外はすべて繁殖個体である。ヨーロッパでは、309 個体との報告がある (3)。

日本では、日本動物園水族館協会の資料 (2012 年現在) によれば、最も多いのがハンドウイルカ (亜種含む) で 30 施設 270 頭あまり、カマイルカが 22 施設 113 頭、シロイルカが 4 施設 20 頭、ハナゴンドウが 7 施設 18、オキゴンドウが 8 施設 17 頭、スナメリが 5 施設 17 頭・・・と続く。他に、ネズミイルカ・イロワケイルカ・ハセイルカコビレゴンドウ、シャチなども飼育されており、日本動物園水族館協会所属の水族館だけで 480 頭近くが飼育されている。まさに、世界有数のイルカ飼育国であることがわかる。

なお、飼育の記録をたどると、すでに 1930 年代にはハンドウイルカ (伊豆半島の中ノ島天然水族館：伊豆三津シーパラダイス) が、神戸市半身水族館で同じ頃にゴンドウクジラの飼育記録があるが、本格的な「イルカ飼育」は、1950 年代に江ノ島マリンランドでのショーがその始まりとされる (4)。その頃から、日本の水族館は野生捕獲によるイルカを飼育展示動物として導入 (購入) してきており、その事への問題意識はほとんど生まれることなく今日まできたのである。

今回の WAZA の「野生捕獲個体を極力やめ、飼育下繁殖を推し進めるべき」という基本的方針にそった今回の勧告の経緯は具体的にどのようなものだったのか。まずは時系列に、それを見てみよう。以下では、WAZA の公式のリリースをもとに経緯を追う。

## 3. 勧告に到る経緯

- ◆1999 年 WAZA で、動物の入手やその後の飼育法等について「倫理規定」づくり着手。
  - ◆2002 年 動物福祉の概念が導入され、「倫理規定 (Code of ethics)」ができる。
  - ◆2004 年 WAZA は台北での会合において、世界動物園保全戦略を実効させていく上で、その第一に、高度な動物福祉とハズバンダリーに基づいた飼育や扱いをすることを決議。第二に、Code of Ethics を守り、動物に苦痛を与えての捕獲を厳しく規制 (例として、追い込み漁をあげる) した。
- (5)

---

**決議 1**

To develop, practise and promote the highest standards of animal welfare and husbandry.

**決議 2**

Members must adhere to the WAZA code of ethics and animal welfare and ensure that they do not accept animals obtained by the use of methods which are inherently cruel. An example of such a practice is the catching of dolphins by the use of a method known as “drive fishing

◆2006年6月1日 WAZAの会長名で、日本の追い込み漁による捕獲が続いていることが指摘され、これが2004年の決議と倫理規定に違反するのですぐにやめるよう、勧告がなされた。(6)

As you know the WAZA Council and membership passed a resolution at our annual general meeting in Taipei in 2004 condemning the capture of dolphins through “drive fisheries.” While the vast majority of its members are not involved, it would appear that at least several members of the JAZA have conducted “drives” and/or accepted dolphins captured by drive operations, specifically through the Teiji Dolphin Drive, which the Japanese government currently regulates.

◆2015年4月21日 上記勧告が出された後、改善がみられないと判断したWAZAは、JAZAの会員資格の停止と除名について全会一致での議決。

◆2015年4月22日 WAZAがこの件でプレスリリースを始める。

このように、現在のWAZAの倫理規定は1999年にその骨子ができ、その後、動物福祉の枠組みを含めて2002年にできたものだが、野生捕獲の原則禁止のみならず、飼育展示方法には基本的に飼育個体への配慮を求めている。WAZAの今回の勧告の背景を理解するには、かつての野生動物収奪の歴史の反省にたつて、保護機能充実への転換をはかった動物園界の経緯に加え、この福祉の実現に向かっているのだという状況を正しく知ることも重要な点であろう。

#### 4. Welfare 概念の拡がり

動物福祉は Animal welfare の直訳なのだが、その意味するところは、それぞれの個体の誕生から死に到るまでの「生命の質」をできるだけ高く保つことである。その根底には、我々の命は常に地球上の他の生きものたちの恩恵に預かっているのだ、そうした生きものたちの生命の質にできるだけ配慮していく責任があるという強い信念がある。

したがって、脱退勧告が突然に始まったことではなく、世界的な、動物福祉概念の広まりがその根底にあると言えるだろう。JAZAも、「世界動物園保全戦略」を邦訳して世に普及した時点で、充分、この動物福祉概念は動物園水族館関係者には理解されていたはずである。たとえば、20年前から全国の動物園で取り組みが始められた「エンリッチメント」(Enrichment: 飼育環境を、そ

---

の動物の行動要求にそって整えること。餌の内容や配置に工夫を凝らし、動物の探索行動を引き出したり、運動要求に応じられるような、ロープや枝、動かせる物などを配置するなど）や、ここ10年ほど急速に拡がりをみせている「ハズバンドリートレーニング」(Husbandry training: 日常の体調管理や、非麻酔下で血液採取ができるよう、キーパーとの信頼関係をつくって、基礎データ収集をするためのトレーニング)の普及も、その根底には動物福祉の考え方があるからだ。

## 5. 利用者が考えるべき事とは

さて、脱退せず、WAZA の会員であることを、「これで海外の動物園と動物の貸し借りもでき、ひとまずよかった」と喜ぶだけではすまない。この脱退勧告をきっかけに、私たちは多くの問題を考えなくてはならない。

当然、施設側は、飼育動物の由来を、個体別にしっかりと把握した上で、その情報を社会に提供していく義務があるだろう。もちろん、多くの施設では個体毎にしっかりと飼育情報が管理されており、必要に応じて提供できるようになっているが、そもそも、来園者はそうした仕組みになっていること自体、知る人は多くない。「どこから連れてきたんですか?」「いくら位するんですか?」というような質問はまだまだ多いのである。血統登録台帳を持ち、海外も含め、相互交流をしながらブリーディングローン(繁殖のための動物の貸し借り)を組んで繁殖への努力をしているということも、知らない人は多い。

上記は、施設側の努力によるところが大きいのだが、もうひとつ大事なことがある。動物園や水族館利用の「目的」や「あり方」の問題であり、それは私たち利用者側に突きつけられた課題でもある。

飼育され展示されている動物たちの「背後にある自然」を想像すること。その自然からの恩恵に対して、今度は人類として何ができるのかを考えること。結論から言えば、それは「自然との共生」をさまざまな角度から考えて実行していくことだと思うのだが、その端緒となる体験は、たしかに、間近に感じる動物たちの存在感に基づくものだろう。

もう一度、この「脱退勧告」から学び、利用者としてできることも考えたい。我々はなぜ動物園や水族館を利用するのか。そして、その利用によって何を生み出すべきなのだろうか。飼育されているそれぞれの動物たちに深く関心を寄せるにとどまらず、「今度は動物たちのために何ができるのか」を考え行動していくその自覚と行動力こそ、今回のイルカ問題の根底にあることを深く自覚していきたい。やっと、我々は利用者としての責任に気づき始めたのではなからうか。

欧米に始まる動物福祉の考え方の登場は、非常に歴史も古く、あまり日本人に馴染みのない考え方かもしれないので、この WAZA-JAZA 問題の根底にある動物福祉の概念について、その野生動物保全と保全教育上の位置づけについては、別稿を用意したい。

- 
- (1) ターニング・ザ・タイド： 保全と持続性のための 世界水族館戦略  
[http://www.waza.org/files/webcontent/1\\_public\\_site/5\\_conservation/conservation\\_strategies/turning\\_the\\_tide/AquariumStrategyJapanese.pdf](http://www.waza.org/files/webcontent/1_public_site/5_conservation/conservation_strategies/turning_the_tide/AquariumStrategyJapanese.pdf) 2015年11月9日閲覧
- (2) 上野吉一 (2015) 動物園/水族館としての種の保全事業の理解に向けて. 遺伝 Vol. 69, No. 6 : 462-465. および <http://www.ceta-base.org/resources/library.html>
- (3) Whale and dolphin conservation (2015) A review of the keeping of whales and dolphins in captivity in the European Union and EC Directive 1999/22, relating to the keeping of wild animals in zoo  
<http://uk.whales.org/sites/default/files/eu-dolphinaria-report-2015.pdf>
- (4) 宇二義和 (2015) 1930-50 年代における日本の水族館での鯨類飼育. 博物館学雑誌. Vol. 40. No. 2:147-154.
- (5) WAZA 2004年決議 [file:///D:/DL/WAZAResolution2004%20\(2\).pdf](file:///D:/DL/WAZAResolution2004%20(2).pdf) 2015年11月2日閲覧
- (6) WAZA 2006年の会長名での勧告  
<file:///D:/DL/waza%E8%AD%B0%E9%95%B7%E9%80%9A%E9%81%942006.pdf> 2015年11月9日閲覧  
(JWCS 会報 No. 76 2015年11月掲載原稿改訂版)